

あすなろ通信

No.202
2020-04



発行 高松あすなろの会
〒761-8081
香川県高松市成合町 559-15
<http://asunaronokai.org/>



フリーダイヤル サンキュー あすなろ
0120-39-0476

TEL 087-897-3211

FAX 087-885-2390

mail info@asunaronokai.org

皆さんへ

新型コロナウイルスによる危機はいまだ出口が見えず、私たちに不安を投げかけています。収入の減少による生活不安や学校へ行けない子供たちのこと、将来の見通しの悪さなど考えればきりのない悩みに押しつぶされそうです。

でもこんな時こそ、あの時のあの苦しみを乗り越えた経験や仲間の力を思い出し再び発揮するときです。あすなろの会には、借金やヤミ金の解決する力や生活の困窮には生活保護制度を含めたいろんな制度を使う能力があります。ギャンブル依存や窃盗症にも仲間の力で乗り切ってきました。

もし今お困りのことがあれば、ご遠慮なくご連絡ください。一緒に困難を乗り越えていきましょう。会だけで解決できそうもない問題も専門家の力を借りて解決していきましょう。物理的な三密は避けねばなりません、心の三密でこの危機を乗り越えていきましょう。

会費納入のお願い

☆当会の運営は、皆様の会費や寄付金(カンパ)で支えられています。

会費未納の方は納入をお願いします。カンパもよろしくお願ひいたします。

郵便局 01610-4-31210 □座名「高松あすなろの会」
百十四銀行 東支店(普) 0234943 □座名「あすなろの会」鍋谷健一

給料ファクタリングは新手のヤミ金です

給料ファクタリング 貸金業法、出資法違反で刑事罰の対象に！

最近、コロナ騒動や消費税不況により「給与ファクタリング」と称して、給与所得者から貸金債権（の一部）の譲渡を受けたという形式で、業として資金融通サービスを行うものが増えています。

例えば、給料日に3万円返すという約束で手数料1万円を引いた2万円を貸し付け年利約500%の暴利がまかり通っています。

この事態に金融庁は2020年3月5日付「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続き（回答書）」において、このようなスキームを業として行うものは、貸金業法の「貸金業」に該当する（無登録営業は処罰の対象となる）と明らかにしました。

また東京地方裁判所（男沢総子裁判長）は2020年3月24日付判決で、このようなスキームを用いて、年利換算で109.5%を超える利息の契約をした場合、貸金業法24条2項により、契約全体が無効になるだけでなく、出資法5条3項に違反し刑事罰の対象になると判じました。

この判決は給料ファクタリングがヤミ金であることを裁判所も認めたこととなります。

また、給与（賃金）については労働者への直接支払いが原則の為、債権譲渡の契約を結んだからといっても、労働者に直接支払う必要がある（労働基準法24条）ので、債権譲渡の実効性はありません。

高松あすなろの会にも給料ファクタリング被害の相談が来ていますが、ヤミ金対策3原則で対応しています。

ヤミ金対策3原則

- ①ヤミ金には一切払わない！
払った金は取り返そう！
- ②警察に告発（被害届）をする。
- ③ヤミ金の銀行口座を凍結する。
ヤミ金の携帯電話を利用停止にする。